

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【9】」
2. 日時：令和5年9月11日（月）13時35分～15時21分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
伊藤安全審査官
原子力規制企画課 火災対策室
齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、田邊係長

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長 他10名（うち3名はTV会議システムによる出席）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種別及び配置の変更）】
 - ・資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改8）
 - ・資料3 東海第二発電所設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器等の種別及び配置の変更）第1148回審査会合（2023年5月23日）における指摘事項への回答

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|--|
| 0:00:00 | 原子力規制庁の西内です。それではこれから東海第2発電所の |
| 0:00:04 | 火災感知器爆発に係る設計及び工事計画の審査を始め、ヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。 |
| 0:00:12 | 衛藤。 |
| 0:00:14 | まず、 |
| 0:00:17 | 日本原電の方から前回のヒアリング等を踏まえて修正した箇所について、まず一通り通して説明いただいてもいいですか。 |
| 0:00:27 | 神野ニイツです。資料の方説明させていただきます。本日資料は三つ用意しております。資料1としまして確認事項整理表。 |
| 0:00:36 | 資料2としまして補足説明資料、資料3として審査会合の |
| 0:00:42 | 資料の案ですね、を準備しております。 |
| 0:00:45 | まず説明としましては、資料1の確認事項の整理表に沿って修正箇所の方、 |
| 0:00:52 | 資料2の、 |
| 0:00:53 | 説明資料の方で、 |
| 0:00:55 | ご説明いたします。 |
| 0:00:59 | では、まず初めに、コメント。 |
| 0:01:02 | 確認事項の整理表の方で、 |
| 0:01:08 | 87番からご説明いたします。 |
| 0:01:16 | 87番につきましては、火災区域区画に対する火災防護、火災防護対策の分類フローの分岐 |
| 0:01:25 | 補正後、確認し、 |
| 0:01:29 | ホースページの、 |
| 0:01:30 | 294番の、 |
| 0:01:38 | はい。 |
| 0:01:40 | 294ページの方で |
| 0:01:44 | こちらですね分岐について基本設計方針の |
| 0:01:47 | 中に合わせて、火災防護上重要な機器と、 |
| 0:01:52 | いや、施設に含まれない条件を、一番上に、 |
| 0:01:56 | 持ってきました江藤分岐後に、 |
| 0:01:58 | 以前の通り、 |
| 0:01:59 | 記載のほうに修正をしております。 |
| 0:02:04 | こちらの回答としましては、以上となります。 |
| 0:02:06 | 続いて、コメントNo.88番。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:02:10 | 煙感知方式の熱感知方式の分。 |
| 0:02:15 | 今 |
| 0:02:18 | stage297 ページ 298 ページの方になります。 |
| 0:02:26 | こちらはですね。で、 |
| 0:02:29 | 火災感知器等の組み合わせフローにおいて設置に関する、 |
| 0:02:35 | 使用可能な火災感知器等がまたすべての |
| 0:02:41 | 火災、 |
| 0:02:42 | 各分岐の関係。 |
| 0:02:43 | もしオカの方を確認した。 |
| 0:02:46 | 297 ページ 298 ページ、同様に、 |
| 0:02:54 | それは以上となります。 |
| 0:02:56 | 続いて、80、 |
| 0:02:58 | 9 番、 |
| 0:02:59 | 確認事項の 89 番になります。 |
| 0:03:02 | それが、表 9 に記載している、ご想像防止対策として炎感知器に記載している、赤外線サンパ組織の |
| 0:03:09 | 記載の要否を、基本的方針ですね、こちらに記載すべき。 |
| 0:03:15 | 検討いたしまして、 |
| 0:03:18 | 等ですね基本設計方針の方に反映して、 |
| 0:03:23 | それが、 |
| 0:03:31 | 通しページの 317 ページに、 |
| 0:03:34 | なります。 |
| 0:03:37 | こちらの方で |
| 0:03:40 | 環境条件に併記する形で、感知器の特性を考慮していること。 |
| 0:03:46 | を記載する形で感知方式の特性及び環境条件を考慮することにより、誤作動を防止する設計と、 |
| 0:04:00 | では確認事項の |
| 0:04:03 | 続いて、 |
| 0:04:13 | 93 番になります。 |
| 0:04:21 | こちらの火災区域区画に対する、火災防護対策のENDF炉の分類に記載している発電、 |
| 0:04:31 | 含まれないんですね。 |
| 0:04:33 | に対して、障防法等で、 |
| 0:04:37 | 対策を行うという記載を、資料中に記載をしてくださいということで、 |
| 0:04:44 | スペースで 315 ページの方に、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:04:47 | 記載をしております。 |
| 0:04:51 | 315 ページのところで |
| 0:04:55 | 4月7日の申請の基本的方針、 |
| 0:05:00 | 抜粋したところとしまして一つ目の、 |
| 0:05:04 | 三つのパラグラフで、デービーに対して火災防護対策を実施し、 |
| 0:05:17 | で、 |
| 0:05:20 | 後に、 |
| 0:05:23 | 対策を講じる。 |
| 0:05:25 | という基本設計。 |
| 0:05:28 | 基準要求事項等、 |
| 0:05:30 | の関係等としまして、こちらで |
| 0:05:50 | 続きまして、コメントNo. の94番です。 |
| 0:05:57 | こちらでも、 |
| 0:05:58 | 基本設計方針における火災防護対策等を、 |
| 0:06:02 | 例外に関する、 |
| 0:06:05 | 事項等既存の組み合わせのに関する記載事項について関連画面 |
| 0:06:08 | の記載の、 |
| 0:06:09 | 検討することということで、 |
| 0:06:13 | 316 ページのところで、 |
| 0:06:17 | まず選定。 |
| 0:06:19 | するということを、一つ目のパラグラフで、環境条件を考慮して、 |
| 0:06:25 | 記載しております。今回はここからまた同じパラグラフに続けておりましたが、 |
| 0:06:31 | ここでパラグラフを分けまして、また、 |
| 0:06:35 | 早期に感知できるよう、基本的な感知器の組み合わせの中から間組み合わせで設置する。 |
| 0:06:43 | なお書きについてパラグラフを組み合わせまして、 |
| 0:06:47 | その他の間つき、 |
| 0:06:48 | 増本久米 |
| 0:06:58 | 続きまして確認番、確認事項の整理表の95番になります。 |
| 0:07:05 | こちらが317ページ。 |
| 0:07:08 | なります。 |
| 0:07:15 | こちらは |
| 0:07:18 | 基本設計方針において熱感知カメラが熱、熱感知保守、 |
| 0:07:23 | 加熱カメラの感知方式を明確に |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:07:25 | 言うことという、 |
| 0:07:30 | グラフですね。 |
| 0:07:31 | メイン遊園を考慮して、 |
| 0:07:33 | ケネディネットの手順で、 |
| 0:07:36 | 選択する設計とし、 |
| 0:07:38 | 吉江ニッサカ |
| 0:07:39 | 村尾除く火災感知器等により異なる 2 種類の組み合わせがセンター |
| 0:07:44 | 場合に、熱感知 |
| 0:07:55 | 続きまして、 |
| 0:07:57 | 閉可燃物なので 96。 |
| 0:08:01 | 飛ばしまして 90 はちい版ですね。 |
| 0:08:06 | こちら補足 5 の説明となりますが、通電ルート、10 全部について用語を統一することということで、 |
| 0:08:14 | 補足 5 の方ですね、 |
| 0:08:40 | はい。すみません。 |
| 0:08:43 | 606 ページからですね。ええ。 |
| 0:08:46 | 火災感知器を設置しない区域 |
| 0:08:48 | Aと説明を、 |
| 0:08:50 | 入れておりますが、 |
| 0:08:55 | 13 ページ以降ですね、こちらで、 |
| 0:08:59 | 充電部という記載を残しておりますのでこちらすべて、このページ交通全部ということで、 |
| 0:09:05 | 記載の方、統一しております。 |
| 0:09:25 | 続きまして、 |
| 0:09:28 | 99 番。 |
| 0:09:32 | になります。 |
| 0:09:33 | こちらは発言となる可燃物の定義について発電機モーター等は、 |
| 0:09:38 | 金属筐体であり、 |
| 0:09:41 | 内容を検討すること。 |
| 0:09:44 | 補足 5-606 ページのところですね、 |
| 0:09:48 | 用語の定義ございますが、 |
| 0:09:50 | 前回、発火元となる可燃物という記載を、 |
| 0:09:55 | しておりましたがこちらを発火減と修正をしております。 |
| 0:10:18 | すみませんちょっと番号戻りまして、コメントNo.の 92 番の方。 |
| 0:10:24 | すみません前後しますが、ご説明いたします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:10:33 | 92 番では海水ポンプ室について熱感知カメラの監視対象を明確にすることということでコメントをください |
| 0:10:42 | ておりましたが、 |
| 0:10:43 | ステージの、313 ページ |
| 0:10:48 | ですね。はい。 |
| 0:10:50 | こちらで海水ポンプ室全体の火災を感知するために発火元となる。 |
| 0:10:55 | 設備を全体的 |
| 0:10:57 | ことで、図の方に電動機のが、 |
| 0:11:02 | を示しまして、 |
| 0:11:03 | 火災を有効に検知できるように、削減となる電動機を監視ということを明記しており、 |
| 0:11:30 | ませんで、確認事項の 91 番の方を説明いたします。 |
| 0:11:40 | 91 番でも使用済み。 |
| 0:11:42 | 燃料乾式貯蔵、 |
| 0:11:45 | 建屋の連結との香典スポット。 |
| 0:11:48 | 香典式スポット型煙感知器が、濃霧の影響で検知性能に支障を及ぼす。 |
| 0:11:54 | ことがないことを説明することということで、 |
| 0:11:57 | 香典式スポット型を設置する場所について注記を加えております。 |
| 0:12:03 | 312 ページの、 |
| 0:12:05 | 左下のところですね。 |
| 0:12:07 | へえ。 |
| 0:12:08 | 床面の発展です。 |
| 0:12:10 | 3、 |
| 0:12:11 | メートルのところで、赤松を作って米を打ちまして、米のところで、 |
| 0:12:17 | 香典式スポット型煙感知器を設置する場所は、壁及び天井に囲われている、電気 |
| 0:12:23 | なり濃霧が発生した場合でも影響がないということを記載を、 |
| 0:12:53 | すいません、江藤コメントリストの方ですねえと。 |
| 0:12:58 | 順番戻りまして 39 番から説明させていただきます。 |
| 0:13:05 | 小チラー39 番でもPCVの扱いについて火災区域がバーである理由を説明することということで前回のヒアリングにてちょっと資料というお話もございましたがちょっとまだ、 |
| 0:13:17 | カツラが見つけれられていないので、 |
| 0:13:19 | 今回、回答にちょっと当時 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:13:21 | の記載。 |
| 0:13:24 | 追加して、 |
| 0:13:27 | 追加したところとしましては、原子炉建屋を、火災区域に位置付けられるものの減少、 |
| 0:13:35 | 火災区域、 |
| 0:13:38 | 日が複数の火災区域に属することという、 |
| 0:13:48 | ことで、 |
| 0:14:03 | 続きまして、65 番になります。 |
| 0:14:09 | こちら標準補足の火災感知器等設置しない区域比較。 |
| 0:14:15 | タービン建屋 1 階通路部等について周辺と区分されていることを含めて、別途説明することということでこちら 69 番のですね、 |
| 0:14:24 | 周辺と区分された場所について、 |
| 0:14:34 | こちらにつきましては、衛藤火災感知器等を設置しない得意規格、 |
| 0:14:40 | につきましては耐火できる時に固定式消火設備等により、 |
| 0:14:44 | 分離された。 |
| 0:14:46 | 工場の、 |
| 0:14:47 | をして、 |
| 0:14:49 | 0 です。 |
| 0:14:50 | 1-4 のタービン建屋の通路部については、上記のうち、離隔距離、 |
| 0:14:56 | 用水、 |
| 0:14:57 | というふうに整理をして、 |
| 0:15:00 | ただしですね時計の 1-4 につきましては、衛藤河西 |
| 0:15:21 | ウノ郷の |
| 0:15:23 | 資料の中からは、当該ページの方は、 |
| 0:15:45 | 558 ページの方で、 |
| 0:15:49 | 左上のところは清の 1-4-1 階通路となりますがこちらのほうに※口をしまして、消防法に基づき、火災感知器を設置予定ということで、 |
| 0:15:59 | 設置することを、ちょっと明記をさせていただきました。 |
| 0:16:13 | 通しページ 558 ページですね。はい。 |
| 0:16:21 | はい。 |
| 0:16:22 | すいません。米 |
| 0:16:23 | のナンバーの 66 番ですね。 |
| 0:16:26 | 煙吸引式件数設備の休園高が火災区域区画を網羅的に検知できるよう配置されていることを説明すること。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:16:35 | ということで、補足の 5 の方にちょっと資料を追加しております。そちらが 587 ページから、 |
| 0:16:43 | なります。 |
| 0:16:53 | 587 ページからですね。 |
| 0:16:57 | ちょっと今回補足の方につきましては、衛藤。 |
| 0:17:01 | こちらの概要を、 |
| 0:17:03 | 入れたことと、あとはちょっと別途また、 |
| 0:17:06 | 資料。 |
| 0:17:07 | ですね障防法。 |
| 0:17:08 | 施行規則の対象ではないところの、設置状況について説明を加えましたので補足の 5 の方を編成をちょっと。 |
| 0:17:16 | 大きく変えております。ちょっとそちらがですね 585 ページの方でちょっと目次を入れているのですが、 |
| 0:17:23 | 一番初めに、目的内容としまして、3 ポツの今の煙吸引の、 |
| 0:17:29 | 説明 |
| 0:17:30 | 目に火災、 |
| 0:17:31 | 同等の機能を有する機器等の概要について、 |
| 0:17:34 | 4 ポツとしましては、消防法や工事基準書ですね。 |
| 0:17:38 | 1 回目の審査会合のときにご説明した内容の何平米に一つというのを、 |
| 0:17:44 | すべて、 |
| 0:17:45 | 情報の方を入れております。 |
| 0:17:48 | で、別紙 1 としまして消防法施行規則適用対象ではないところも、 |
| 0:17:52 | 説明資料、また別紙 2 としまして火災感知器等を設置しない、今まで補足 5 としておりましたものをこちらに入れております。 |
| 0:18:02 | でですね、コメントの 66 の回答の方に戻りますが、587 ページですね。 |
| 0:18:10 | こちらで、(1)、アナログ式の金利吸引式検出設備ということで、括弧 A のところで衛藤サノ具志堅。 |
| 0:18:18 | 煙吸引設備の概要を記載をしております。 |
| 0:18:23 | 括弧 B としまして、障防法に |
| 0:18:26 | 定められる型式適合検定についてということで、 |
| 0:18:30 | こちらで、アナログ式検出設備の検定品ではないんですが、省令に定められる香典式スポット型感知器 20 相当の感知性能を有していることを確認しているということを記載しております。 |
| 0:18:44 | 2 枚めぐりまして 589 ページですね。 |
| 0:18:52 | こちらから、感知性能の確認試験ということで実証試験の |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:18:57 | 試験結果の方、入れております。 |
| 0:19:01 | こちらで第 3-2 図に示す通り、模擬的に、試験用の |
| 0:19:09 | 配管を作りまして、こちらの方で |
| 0:19:14 | 九電工の方に煙をさせまして発電するまでの時間を測定をしております。 |
| 0:19:19 | 図の 3 のところに書いてある通り、配管長としましては、23.8。 |
| 0:19:26 | 多数 19. |
| 0:19:29 | の長さでエルボの数を記載をしております、 |
| 0:19:33 | こちらの結果としまして 590 ページの方ですね。 |
| 0:19:38 | で、試験結果について第 3-2 図に示すということで、すべてのケースにおいてこちら、試験解析 |
| 0:19:46 | 授業ですね。 |
| 0:19:47 | 30 秒以内に 5%に立つ。 |
| 0:19:50 | 私、安定的に煙を検知できたことから、 |
| 0:19:53 | 急変後にこの場合につきましては各救援コウノ濃度が 10%で検知的、香典つき、 |
| 0:20:00 | ソフトの |
| 0:20:01 | 2 種相当であることを確認しました。衛藤の主蒸気管トンネルの設計としましては今のところですね配管長 34 メートル、エルボ-9 ヶ所として設計しております。 |
| 0:20:12 | なので本試験の結果が、ほら |
| 0:20:14 | いることを書く。 |
| 0:20:16 | 刀禰。 |
| 0:20:18 | こちらの組織、 |
| 0:20:25 | コメントNo.66 の回答の方で、 |
| 0:20:28 | すごいと。 |
| 0:20:30 | 一、二行目は今の説明となりますが、3 行目以降ですね。 |
| 0:20:35 | 旧現行の配置につきましては区画の面積を満足する個数を発火元の上部に設置しておりましたが、 |
| 0:20:42 | 衛藤葛西防護審査基準改正の趣旨を踏まえまして塗布の面積を満足する個数、こちらは変更ございませんが、 |
| 0:20:49 | こちらを確保した上で価格に対して網羅的になるように見直しておりますというのが、 |
| 0:20:56 | スピーチの 580。 |
| 0:21:06 | 309 ページの図 5 の方で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:21:09 | 香月の配置図を見て、 |
| 0:21:12 | 示しておりますが、 |
| 0:21:14 | 上側の二つですね、こちらを、 |
| 0:21:17 | 部屋の右側に、 |
| 0:21:19 | ある機器に対してそちらを中心に配置を検討しておりましたが、 |
| 0:21:25 | 部屋の中心に持ってきて不足に対して網羅的になるように配置のほうを見直しております。 |
| 0:21:33 | こちらの回答としては以上となります。 |
| 0:21:39 | 続きましてコメントなむが 90 番。 |
| 0:21:43 | なります。 |
| 0:21:48 | 修正箇所としましては 308 ページになりますか。 |
| 0:21:54 | こちらが広電分離型。 |
| 0:21:56 | の煙感知器の構築が、燃料取替機と干渉しないことが免税 |
| 0:22:02 | 説明することということで、 |
| 0:22:05 | こちらなんです。 |
| 0:22:08 | 断面図。 |
| 0:22:09 | 右上の図ですね、こちらのA断面の方で、 |
| 0:22:15 | 半月の工事と、燃料取替機及び洗浄機が、 |
| 0:22:20 | 乾燥してないことが、 |
| 0:22:22 | 明確になるように記載を追加いたしました。 |
| 0:22:26 | 藤。 |
| 0:22:28 | 6 番目ですね燃料取替機と天井クレーンございますが転属での、 |
| 0:22:33 | 一番高いところで約 13 名。 |
| 0:22:36 | 当庫事故 15 名 |
| 0:22:42 | 干渉しないということで、 |
| 0:22:45 | またこちらで、 |
| 0:22:46 | 頭ずっと写真の間に、※書きをさせていただきましたが、 |
| 0:22:51 | あと詳細設計においてですね、 |
| 0:22:55 | 考慮しちょっと、保管力 |
| 0:23:11 | こちらに、最近 |
| 0:23:13 | 関連しまして、 |
| 0:23:15 | ニイツ、 |
| 0:23:20 | 先ほどちょっとドライキャスクについてご説明いたしましたがこちらにつきましても、右下の、 |
| 0:23:26 | 黄色枠で囲っているところですね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:23:29 | 資格がないよう必要に応じて火災感知器の配置及び個数についてはこちらについても最適化を図っていきたいと考えており、 |
| 0:23:43 | 続きまして、コメントNo. の 96 番になります。 |
| 0:23:51 | こちらにつきましては補足 5 の可燃物管理の定義にて改良基準の運用の記載がありますが、 |
| 0:23:58 | 補足 4 で金戸さんに見て、 |
| 0:24:01 | 可燃物を持ち込まない運用基本設計方針ですね。 |
| 0:24:04 | をしており、関。 |
| 0:24:06 | 整合していないため、 |
| 0:24:07 | 火災感知、 |
| 0:24:09 | ヤノ実運用を考慮して記載を、 |
| 0:24:11 | 検討してきている。 |
| 0:24:15 | こちらが、 |
| 0:24:16 | へえ。 |
| 0:24:18 | 基本設計方針の方ですね、すみません、こちらがですねちょっと審査会合資料の資料 3 の方、ちょっと、 |
| 0:24:32 | 資料 3 の 39 ページになります。 |
| 0:24:47 | こちらでですね、江藤変更前につきましては原則として可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用としておりましたが、実運用を考慮しまして城戸 8 のところですね。 |
| 0:24:58 | 可燃物管理により、管理されていない状態で、可燃物を置かない。金城。 |
| 0:25:04 | ということで、記載のほうを見直しております。申し訳ありませんこちらで、 |
| 0:25:09 | 会合資料になりますんでこちら黄色発注は外していただく。 |
| 0:25:12 | すること。 |
| 0:25:15 | 補足 4 の方にちょっとこちらを、 |
| 0:25:17 | 配布が漏れてしまってるんでこちらも適切に補足の 4 の方に、 |
| 0:25:21 | 反映させていただきたいと。 |
| 0:25:23 | 思います。 |
| 0:25:30 | 続きまして、発足の |
| 0:25:34 | このところですね、こちらで今のところ、用語の定義を修正をしております。 |
| 0:26:03 | すいません補足 5-606 ページになります。 |
| 0:26:11 | こちらでですね可燃物管理のところの用語。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:26:14 | 修正をしております。 |
| 0:26:17 | まず不要な、 |
| 0:26:28 | すいません |
| 0:26:28 | 606 ページの方で可燃物管理につきまして定義としまして不要な可燃物を持ち込まない部位を、 |
| 0:26:35 | 可燃物を持ち込む場合には管理されていない状態で、可燃物を置かない運用とし、以下の管理を行うということで、 |
| 0:26:42 | 火災感知器を設置する、火災区域、火災、 |
| 0:26:46 | では、作業において可燃物の仮置が必要な場合は、 |
| 0:26:50 | 不燃シート等で等の運用、 |
| 0:26:53 | 二つ目の矢羽根としまして、火災感知器を設置しない。 |
| 0:26:57 | 作業において、可燃物の仮置が、 |
| 0:27:00 | 必要な場合は、 |
| 0:27:02 | 当然、大賀作業員等による完成がサイトウ |
| 0:27:07 | オオオカない。 |
| 0:27:09 | ということで、本項目について火災防護系 |
| 0:27:16 | こちらがですね、コメントNo.97 の火災防護計画の定める内容について説明すること。 |
| 0:27:24 | ※2 のところで火災防護計画における既工事計画からの見直し安全で表 1 に示すということで、 |
| 0:27:33 | 107 ページから、 |
| 0:27:38 | 駅上月。 |
| 0:27:39 | 計画と、今回の見直し案について、比較表の形で記載をしております。 |
| 0:27:46 | 左側のところにつきましては既許可のまとめ資料に、 |
| 0:27:52 | の方ですね、このようなことを火災防護計画に定めるという、概要を記載して、 |
| 0:27:58 | いる箇所がございますのでその中の持ち込み可燃物の管理について、 |
| 0:28:02 | 発生しております。 |
| 0:28:05 | 右側につきましては今回議論を踏まえまして、 |
| 0:28:08 | 見直し案も記載をしております。 |
| 0:28:12 | 見直すところとしまして、 |
| 0:28:15 | 607 ページの下のところですね。 |
| 0:28:18 | まず、不要な可燃物を持ち込まないよう、 |
| 0:28:23 | 続きまして可燃物を持ち込む場合には管理されてない状態で間可燃物を置かない運用とする。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:28:30 | また、火災感知器を設置する火災区域区画について、 |
| 0:28:34 | 可燃物の仮置が必要な場合は不燃性等々で、応答の運用とする。 |
| 0:28:40 | という記載に修正を、 |
| 0:28:43 | いたします。 |
| 0:28:44 | また、続きのページの 608 ページです。 |
| 0:28:49 | こちらは新しい項目としまして、 |
| 0:28:52 | 火災感知器を設置しない区域区画については、作業において可燃物の仮置が必要な場合は、不燃シート等で、大賀作業員等による監視がされていない状態で、 |
| 0:29:03 | 動かない運用とするというのを、 |
| 0:29:05 | 今後、火災防護計画の方で |
| 0:29:08 | ということでこちらに記載しております。 |
| 0:29:18 | 続きましてコメントナンバーの 109 番。 |
| 0:29:26 | 桂川駅 |
| 0:29:27 | スペースの 606 ページの方で、 |
| 0:29:31 | 前回ですね用語の定義の一つ目の可燃物のところに、 |
| 0:29:36 | 可燃物の |
| 0:29:39 | 項目として二つ目の項目で、可燃物の例示を記載しておりましたがこちらは例示となるのみ。 |
| 0:29:48 | となるため、記載の方削除しており、 |
| 0:29:53 | 続きまして、コメントナンバーの 101 番ですね。 |
| 0:29:57 | つきましてはタービン建屋 1 階通路部について仮置き品があるので、運転中に撤去されるのであればその旨を記載することとコメントをいただいて、 |
| 0:30:07 | こちらのページにつきましては先ほどちょっとご説明した通り、火災感知器を消防法に基づいて設置する。 |
| 0:30:18 | オオバて、 |
| 0:30:19 | 削除させて、 |
| 0:30:22 | 話。 |
| 0:30:25 | こちらの、 |
| 0:30:26 | 補足 5-別紙 2 の中では写真の中で買い置き品が写ってる場合にはですね、他のページも、 |
| 0:30:31 | すべて加入金であるため、その |
| 0:30:36 | 運転時には撤去いたしますというのをすべて記載のほう追加した。 |
| 0:30:46 | 続きまして、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:30:47 | コメントナンバーの 102 ページになります。 |
| 0:30:51 | 120、102 番なり、 |
| 0:30:53 | 確認事項としまして 9 番のタービン建屋階段室について、 |
| 0:30:58 | 特定多数が通行するのか、用途について提起することということで、 |
| 0:31:04 | 口、 |
| 0:31:05 | こちらの、 |
| 0:31:07 | 620 ページ。 |
| 0:31:11 | なります。 |
| 0:31:16 | 8 ポツ、1 ヶ月に開発としまして、 |
| 0:31:21 | こちら、タービン建屋階段室が正設備はございませんでタカキで、 |
| 0:31:26 | オフガス再結合器室へのアクセスを目的とした改ざんであり、不特定多数の人が使用することはないということを、 |
| 0:31:37 | この他の階段数についても同様に、用途のほう追加させていただいた |
| 0:31:48 | 続きましてコメントナンバーの 103 番。 |
| 0:31:51 | なります。 |
| 0:31:53 | 岡再結合器室、便 |
| 0:31:57 | 雑魚具体的に |
| 0:32:01 | コピーの、 |
| 0:32:06 | 旧ゴトウフナツ佐伯 |
| 0:32:10 | のところを追記して、 |
| 0:32:13 | こちらが本格には、水素を内包する。 |
| 0:32:19 | 本水素の漏えいを考慮した溶接構造であり、弁グランドとかの雰囲気への |
| 0:32:24 | 水素漏えいの可能性のある弁については、ベローズベントを用いることで漏えいを防止するため発火元とならないということを記載いたしました。 |
| 0:32:33 | このほかの気体廃棄物処理 |
| 0:32:37 | Na 区画についても同様に、 |
| 0:32:39 | 機械の方、 |
| 0:32:40 | 以下をしております。 |
| 0:32:50 | コメントの回答としましては、以上となります。 |
| 0:32:56 | あわせてですね今回資料 3 としまして、 |
| 0:33:02 | 審査会ご指導の案を、 |
| 0:33:05 | 入れさせていただいておりますが、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:33:10 | 1 ページ目表紙 2 ページ目につきまして前回いただいた施設き事項の方へと記載をさせていただいており、 |
| 0:33:18 | 3 ページ目につきまして |
| 0:33:22 | 各、 |
| 0:33:23 | 指摘事項に対して、回答の方、 |
| 0:33:26 | 簡単ですが、記載をさせて、 |
| 0:33:29 | の内容。 |
| 0:33:31 | ご説明した上で当センター |
| 0:33:39 | で、指摘事項のナンバーワンとしましては、火災区域 |
| 0:33:46 | と基本設計 |
| 0:33:53 | 変更フローの |
| 0:33:55 | 経営方針 |
| 0:34:06 | で、 |
| 0:34:09 | A会社 |
| 0:34:10 | 審査基準及び基本設計方針の比較表。 |
| 0:34:14 | における分類論ですね。 |
| 0:34:16 | 消防法または建築基準法に基づく火災、 |
| 0:34:20 | 該当する |
| 0:34:21 | 保証明確に |
| 0:34:24 | ナイトウとしましては、先行プラントの申請審査実績を確認した上で、東海第 2 発電所の |
| 0:34:30 | 設備の配置状況は、環境条件を踏まえて火災区域、火災区画の |
| 0:34:36 | 火災感知器と野瀬 |
| 0:34:39 | ソウノ。 |
| 0:34:40 | 設置の設計フローに見直すとともに、 |
| 0:34:43 | 設計フローに基づいて、 |
| 0:34:45 | 見直します。 |
| 0:34:46 | あわせて、 |
| 0:34:48 | 剰余金も続かない |
| 0:34:51 | 直した。 |
| 0:35:05 | 基づく |
| 0:35:06 | 部分の期 |
| 0:35:27 | 申請 |
| 0:35:36 | かなり |
| 0:35:44 | の方法、希望確認 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:35:47 | つきの配置。 |
| 0:35:48 | 保存が、 |
| 0:35:50 | 変など。 |
| 0:35:54 | を追加をいたしました。 |
| 0:35:57 | 柱を、ご説明した上で内容の方に入っていきたいと考え |
| 0:36:02 | 資料の説明としては以上となります。 |
| 0:36:10 | はい。セトニシウチです。では規制庁側から順に事実確認を進めていき たいと思います。 |
| 0:36:25 | 規制庁伊藤です。 |
| 0:36:27 | 最初にすいません先週は現地確認お答えをいただきまして、ありがとう ございます。実際現場に行っているいろいろな見ること、理解度は深まった かなと思っております。 |
| 0:36:38 | それも踏まえつつ、質問の方入りたいと思いますけれども、 |
| 0:36:45 | すいませんちょっと質問の前に、ですね、資料の |
| 0:36:51 | 何て言うんですかね日本語の確認っていうのは、しっかりやっていた だ。 |
| 0:36:57 | 行きたいなと思っていて、具体的に言うと、例えば、資料3でいきます か、 |
| 0:37:04 | 3、資料3の3ページ。 |
| 0:37:08 | 指摘事項No. 坂野。 |
| 0:37:12 | 行目とか、 |
| 0:37:14 | ですかねと。 |
| 0:37:16 | 選定フローの分類と基本設計方針の明確化することっていうのが、なん かな。 |
| 0:37:26 | どういうことを言ってるのかが |
| 0:37:30 | わかるってわかるんですけど、日本語としてあまり等々、絵の通りが、 |
| 0:37:35 | よくないので |
| 0:37:37 | そのあたり |
| 0:37:41 | 丁寧に確認をお願いしたいなと思ってます。 |
| 0:37:43 | で、もう1ヶ所だけ言うならば、 |
| 0:37:47 | 例えば資料3の、 |
| 0:37:50 | 38ページとか、 |
| 0:37:53 | 38ページ |
| 0:38:01 | 赤字で書いてある一番下段落ノー。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:38:06 | 4行目とかですかね重大事故対処施設たってアノ等が抜けてませんか かっていう。 |
| 0:38:17 | 今はいい。私二つだけ言いましたけれども、他もよくよく確認をしていただ いて、 |
| 0:38:24 | 間違いのないような資料にさせていただければと思います。 |
| 0:38:31 | すいませんそれじゃ |
| 0:38:33 | とりあえず私カラー |
| 0:38:35 | 幾つか、 |
| 0:38:36 | 質問に入りたいと思います。 |
| 0:38:43 | と、 |
| 0:38:45 | 確認事項整理表、 |
| 0:38:51 | 39番、 |
| 0:38:52 | 39番、D、 |
| 0:38:55 | 回答いただいて、何となくはわかったんですけど、こういう格納容器みた いに、 |
| 0:39:07 | ある火災区画が何か、複数の火災区域に跨っていると、というようなパタ ーンって、これ以外にありますか。 |
| 0:39:17 | これはこれ単純に確認だけなんですけど。 |
| 0:39:21 | スゲノニイツです。複数の区域に跨ると、属するっていうのはございませ ん。 |
| 0:39:28 | 本当にこの格納容器な特殊なケースってことですか。はい。 |
| 0:39:36 | 現在ヒロキでございます。伊藤さんの今のご質問は、格納容器、格納容 器というか複数の火災区域に、 |
| 0:39:45 | 最近、 |
| 0:39:49 | あれ、すいません。 |
| 0:39:51 | 当然いや、火災審査基準とか単純に言えば、火災区域を分割して、火 災区域になりますよねと。それが普通だと思ってたんですけど |
| 0:40:02 | 火災区域区画が一特定の火災区画が幾つかの火災区域に跨ってるっ ていうそういう御説明ですよね格納容器については、 |
| 0:40:14 | はい。 |
| 0:40:16 | はい。衛藤規制庁伊東です。今当時の説明資料を探していただいてる というと、ところなので、はい。 |
| 0:40:24 | 後日説明いただければと思います。はい。 |
| 0:40:29 | すいませんそれじゃ次に行ってですね、 |
| 0:40:34 | 60、確認事項整理表の65番、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:40:41 | 69 番辺りなのですが、 |
| 0:40:47 | ここで回答いただいている周辺と区分されているってところの意味合いは、 |
| 0:40:54 | 対価へ切り学距離固定式消火設備等により分離、 |
| 0:41:01 | されていると。 |
| 0:41:04 | いうのと、江藤周辺と区分っていうのが、イコールですとそういう回答でよろしいですか。 |
| 0:41:14 | 近年のニイツですそうですねイコールって、 |
| 0:41:20 | は、規制庁イトウです。はい。回答としてはわかりましたけれども、これはこれまでのヒアリングで触れているように、 |
| 0:41:32 | 審査基準改正前のなんつうつけ設置要件の会合とかでの議論も踏まえて、 |
| 0:41:40 | この |
| 0:41:41 | 考え方を出示しておられるという理解でいいですか、周辺と区分っていうところの考え方を。 |
| 0:41:57 | はい。原理ヒロキでございます。現状そういう整理をさせていただきました。 |
| 0:42:05 | はい。 |
| 0:42:06 | 承知しました。 |
| 0:42:21 | イマセ規制庁ニシウチです。 |
| 0:42:27 | ちょっとここ、 |
| 0:42:29 | この辺はですねちょっとよくわかってなくてですね。 |
| 0:42:35 | 等、 |
| 0:42:42 | 等、 |
| 0:42:49 | あっちに続く具体的なあ話を聞きたいんですけど。 |
| 0:42:55 | ここのコメント回答でまさに、 |
| 0:42:58 | 話があった 558 ページですかね。 |
| 0:43:04 | もう、 |
| 0:43:06 | 通ロップ食う。 |
| 0:43:10 | この |
| 0:43:12 | ていうのがー |
| 0:43:16 | 離隔距離D、 |
| 0:43:19 | 火災区画として設定してますっていうのは、具体的にどこどこの離隔の話をしてるんですけど。 |
| 0:43:34 | 原理ヒロキでございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:43:40 | 藤Gのですね許可時代ですけども、基本的にまずタービン建屋自体が安全系、閉じ込め系というところではないというところからスタートしてございます。常用系しかいない。 |
| 0:43:53 | ただし可燃物となるものが大物搬入コウノ、このバックヤードになりますけども大物搬入コウノ。 |
| 0:44:00 | 図面でいきますと左側、中央部分ぐらい、中央の下壁面の方ですね、壁面中央部分ぐらいのところに、検査装置がございまして、それ、それが測元となります。 |
| 0:44:12 | で、火災の影響によりまして、燃えるものが、それでどこにあるかと申しますと、 |
| 0:44:20 | います。大物搬入後から、右側に行きますと黒い丸がポチポチとあります。これ煙感知器になっておりますけども、この辺に剰余系ですけども、ポンプ、 |
| 0:44:32 | 発電機用の機器設備が置いてあります。ただ金属筐体になっているので、 |
| 0:44:39 | そのまま直接燃えるというものにはなっていない。 |
| 0:44:43 | ただ可燃物としましてはケーブルトレイとが存在しておりますので、そうしますと、離隔となりますと、8ヶ月なるターゲットとしている。 |
| 0:44:53 | 検査装置から離れたところに、今で言う青い線が縦線がありますけども、その右側にEというところで、とりあえずここオクアノ区画の境界というように設定をしているというものになってございます。 |
| 0:45:15 | 西内です。すいませんちょっと若干ついていけなかったんです今 558 ページの話してますと、 |
| 0:45:23 | 本間の羽生亜子ってどこの話。 |
| 0:45:26 | 申し訳ございませんでの 1、 |
| 0:45:30 | 4、右上の四角い青い四角ですね、そもそもここで通路部ということで、コメントをですねいただいた範囲になってございます。 |
| 0:45:41 | ちょっと待ってくださいね。 |
| 0:45:46 | はい。 |
| 0:45:48 | このP-1-4 通路能左側の壁面がオオバの搬入高になっていてっていう説明でしたか。 |
| 0:45:57 | ヒロキでございます。はい。定位置読んでぽつと出ている。周囲青い線で口くくっている。 |
| 0:46:07 | この範囲が左上の方ですね、黒丸がない。 |
| 0:46:11 | 白抜きのところですけども、この範囲が定位置 4、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:46:16 | の範囲となっておりますしてトラックヤード大物搬入高としましてトラックが出入りするところとなっております。 |
| 0:46:25 | はい。規制庁西内です。ここ、要は、しか長方形の4面で囲われている区画になってるじゃないですか。 |
| 0:46:35 | これは、一番左、左っかわの壁面は、これは入稿っていう形で一応多分区切りはあるんですよね。 |
| 0:46:43 | で、残りの3名は今どういう状況なんでしたっけ壁があるのかないのかでいうと、 |
| 0:46:53 | ヒロキでございます。今左側ですね、左側の赤と青いで出張ってるのが柱になっておりまして、ここは壁上まで壁になっております。 |
| 0:47:03 | 北側の上ですね、上側の角角の柱の間、ここにつきましては、シャッターで区切られていると。 |
| 0:47:13 | はい。 |
| 0:47:20 | 右側右側の今度右側の青い線ですね、定位置1であります部屋からですその下に向かって、 |
| 0:47:31 | 縦線が引いてあり、ありますけどここは壁はございません。 |
| 0:47:38 | はい。南側の面は壁がございます。 |
| 0:47:43 | 規制庁西内です。わかりました。で、だから、東側の壁面かな、が離隔距離の確保によって火災区画として分離をしているってそういう説明と理解していいですか。はい。 |
| 0:47:56 | はい。その理解で結構でございます。 |
| 0:48:03 | わかりました。わかりました。 |
| 0:48:10 | そういう条件の場所ですと、 |
| 0:48:13 | で、 |
| 0:48:14 | 多分あれですよ |
| 0:48:21 | そっか、終わってくださいね。 |
| 0:48:26 | だからまず周辺と区分はされている場所なんですっていうことをまず説明されようとしていて、 |
| 0:48:35 | かつ、発火元がないっていう二つ目の条件があるんだけどもと、そっちの方が、 |
| 0:48:44 | トラック等のライン、だから、いろいろツール、本当に通路になるので、 |
| 0:48:50 | そっちの方の条件に該当しないので、 |
| 0:48:57 | 該当しないでもそもそも何も安全機能がない場所だから消防法に基づく1個信場所になるんですってそういうことですか。 |
| 0:49:07 | 玄広木でございます。はい。その通りでございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:49:16 | なるほど。 |
| 0:49:23 | わかりました。ちょっと最初に聞いておきたいのは今回 10 年 1 例なのかどうかちょっとまだわからないんですけど、この 1、1 階のところの通路部分については、オカないところから 1 個オクところに見直しますっていう話ですよ。 |
| 0:49:35 | それ以外のオカない場所を、 |
| 0:49:39 | 審査会合資料でも資料 2 の資料 3 でもどっちでもいいんですけど、23 ページですかね、パワーポイント部分、 |
| 0:49:48 | 資料 3 だと 23 ページ。 |
| 0:49:56 | うん。 |
| 0:49:57 | これ結局前回までもこういった一覧表だって出てきたと思うんですけどそこから変わったのはこの通路部分だけですか。 |
| 0:50:06 | いや、今回見直しを図りまして、具体的に、 |
| 0:50:15 | ま、 |
| 0:50:16 | まず |
| 0:50:18 | チェイス室、配管バルブ室になります。 |
| 0:50:22 | そこにつきましては、 |
| 0:50:25 | 今まで補足の 5 でお示ししています、写真と説明文ですけども、そこから抜きと抜き出しました。 |
| 0:50:36 | 通し番号で 570 ページをご覧ください。 |
| 0:50:45 | だからこうやって黄色マーカーが入ってる部分が、まさに今回変更した部分ちゆうことですね。はい、さようでございます。 |
| 0:50:54 | ちなみにこの節室は何 |
| 0:50:57 | 三野さんでしたっけ。まず、この間行ったところですよ。先日行ったところですよ。はい。ご確認いただきまして、 |
| 0:51:05 | ケーブルですね、制御ケーブルしかないというご説明さしあげましたけども、不燃物ではないものが存在していると。 |
| 0:51:17 | 開催しているというところから、 |
| 0:51:20 | 消防法に基づき、 |
| 0:51:22 | 兵 |
| 0:51:24 | 小、監事感知器を設置するエリアというように、今回ですね、見直しを図りました。 |
| 0:51:32 | 同様にですね 580 ページをご覧ください。 |
| 0:51:39 | こちら側のドラムヤードになってございます。こちらもご確認いただいたところ、ところ時にですね、やはり等々、B棟の差分がでございます。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:51:49 | そういったところ現場の方で、ご質問等受けまして、その上で原点としまして精査をいたしました結果黄色ハッチングでかけておりますけども、 |
| 0:52:01 | 助教じゃないコガも消防法の適用範囲となつてございますので消防法に基づいて設置すると、というような方針に変更しているというのが |
| 0:52:11 | 今回の1個を設置するという、 |
| 0:52:15 | 平面図でございますけども、黄色くハッチング、黄色枠をつけて、それぞれの考え方を追記させていただきました。 |
| 0:52:45 | すいませんちょっとマイク入ってなかったです。まずオカないところの話で資料2の670ページ見てもらってもいいですか。 |
| 0:52:53 | 階段室ってどこですね、58ポツ、階段室Ⅱ。 |
| 0:52:58 | ここを見る等、 |
| 0:53:02 | 一、二行目に書いてあるんですけどね。 |
| 0:53:05 | 特定多数の人員が使用することはないって書いてあるんですけど、これは何の条件に該当する話なんでしょうか。 |
| 0:53:15 | 今の話でいうとオカない場所っていうのは、 |
| 0:53:19 | 要は、 |
| 0:53:22 | 下限がない。 |
| 0:53:24 | ていうのと周辺と区分っていう二つの条件なわけですよ。この2行で書いてるような、どういうふうに理解すればいいのかっていうのがちょっとまだわかってなくて、 |
| 0:53:33 | これは何の説明をしたいんですかね、別の条件の話をしたり、 |
| 0:53:37 | 今挙げてる二つの条件のどちらかの話をしたい。 |
| 0:53:52 | 権利ヒロキでございます。670ページにつきましての黄色ハッチにつきましては、具体的に前回のコメント、 |
| 0:54:01 | ご質問等、 |
| 0:54:03 | エレベーター、ここの階段は付託不特定多数というかイトウが介在というか往来するところなのかなっていうようなご質問確かあったと思います。 |
| 0:54:14 | はい。 |
| 0:54:17 | 規制庁ニシウチ説はわかりました齊藤室長から確か確認でしたかね。だから今のそのオカない条件の二つとはまた別の話として書いてるんですってそういうことですね。わかりました。 |
| 0:54:29 | わかりますと。 |
| 0:54:33 | だからあれですね |
| 0:54:49 | うん。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:55:00 | ターン、説明自体はわかりましたと。 |
| 0:55:04 | ちょっとまた確認しますけど、あとさっき説明いただいたところにちょっと戻るんですけど、 |
| 0:55:11 | さっき話が 100、 |
| 0:55:14 | ドラムヤードのところですかね、58081 ページ。 |
| 0:55:25 | このドラムなどは、 |
| 0:55:31 | これ実際の配置が変わるんでしたっけ。 |
| 0:55:34 | ここの図面上の配置が変わるんでしたっけ。 |
| 0:55:40 | エンドウヒロキでございます。当間アノ、ちょっと同じような、 |
| 0:55:46 | 形にはなろうかと思えます貼りごとに、感知器を設置することと今考えておりますので、 |
| 0:55:57 | 参加権が追加になっていくと。 |
| 0:56:01 | はい規制庁西内です。わかりましたあと、 |
| 0:56:06 | さっきの鉄質の 570 ページの決算の話なんですけど、あれ、 |
| 0:56:14 | ちょっと現地確認時の記憶等てらしたんですけど、そのケーブルってあれでしたっけいわゆる、 |
| 0:56:20 | 電線管とかに収納されてなくてトレイとかみみたいな形で割れば言えばむき出しになってるような状態であって、 |
| 0:56:27 | ということでよかったですっけ。 |
| 0:56:30 | はい。設置の構造としてははい。その通りでございます。 |
| 0:56:36 | はい。規制庁西内です。わかりました。 |
| 0:56:39 | あと、 |
| 0:56:42 | わかりますと、あとちょっと関連で |
| 0:56:49 | そういった条件のところに対しては感知器を置かない設計として、 |
| 0:56:57 | 具体的に基本設計方針でも書いてもらってますけど、管理された状態で、 |
| 0:57:05 | 可燃性物質、 |
| 0:57:08 | がない場所から管理された状態で可燃性物質がない場所。 |
| 0:57:25 | 管理されていない状態で可燃物を置かない運用として、 |
| 0:57:36 | うん。 |
| 0:57:39 | だからちゃんと管理しますよって言ってるっていうことですよね。実際に管理する |
| 0:57:45 | ルー。 |
| 0:57:47 | 考えことが、 |
| 0:57:59 | 606 ページです。どう、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:58:15 | 何、何て言うんですかねまず、ちょっとこれはソネ日本語的な話で申し訳ないんですけど、 |
| 0:58:22 | 管理されていない状態で可燃物を置かないように管理するっていうような流れが何かちょっと読みづらくてですね。 |
| 0:58:29 | 単純にちゃんと管理するっていうことを言いたっていう理解でいいんですよね。7 ナカ逆説逆説が何回も出てくるような形になっていてちょっと読みづらっていうのがまず繋がる気持ちなんですけど。 |
| 0:58:40 | これがちゃんと管理、 |
| 0:58:45 | 原則多分置かないっていうことだと思うんですけど、でも置く場合にはちゃんと管理するっていうことをただやりますよっていうことを言いたっていうタモリ会なんですよね。 |
| 0:58:55 | 案件でヤマモトですけど、どういうことが表現したかったかというオカない場所ですね、おそらく塗装なんかせざるをえないことは多分あって、 |
| 0:59:04 | あと可燃物を持ち込まざるをえないときは多分あるだろうと。 |
| 0:59:08 | ただし、その人がいなくなったら、一緒にもう持ち出しますよと、絶対受けませんと。 |
| 0:59:15 | というようなことを表現したかった。 |
| 0:59:17 | というのが、二つ目の矢じりです。 |
| 0:59:27 | イセとニシウチです。 |
| 0:59:33 | あ、えっとそういう意味で言うと 606 ページの方で言うんですよ、ちょっとまず可燃物管理の一つ目の矢じりと二つ目の事例がちょっとよくわからなくて、一つ目の矢じり行って、 |
| 0:59:44 | あれ、要は結局この運用の話。 |
| 0:59:47 | 可燃物を置かない場所について火災感知器を置かない場所についての運用の話をしたわけですね。一つ目の事例はそうそうじゃない場所についての説明をしてるってことでいいんですけど。 |
| 0:59:58 | 一般的な可燃物管理としてそういうことや、やるんですってことを言いたい。そういうことですか。 |
| 1:00:03 | それを、でも、あれですよ 605 ページってちょっとすいませんこれはちょっと。 |
| 1:00:08 | 記載を整理して欲しいだけなんですけどこれ、感知器を設置しない区域区画の説明が若干こんがらがりますよね。 |
| 1:00:16 | そういう一般的な説明であればナカセせめてちょっと注釈とかでは、何か違う話だってことがわかるように書いといて欲しいかそもそも書かなくてもいいかなって気はしましたと。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:00:24 | あとレイズわかりました。一つ目の資料で、 |
| 1:00:26 | 二つ目の矢じりは、今おっしゃっていただいたように、要は、 |
| 1:00:32 | 必ず日、要は人がいない状態で放置はしませんよってそういうことを言 ってるっちゃうことですか。 |
| 1:00:39 | 池山です。そういうことを表現したかったということ。 |
| 1:00:58 | 規制庁西内です。わかりました。 |
| 1:01:16 | ちょっと2行目さあ234行目ですかねその二つ目の矢じりの何か、 |
| 1:01:23 | 今の話だけ聞くと、 |
| 1:01:28 | 最後の作業品等によるっていうそれ以降だけで十分になんかですね二 つ書いてあるように読めたんですね。 |
| 1:01:34 | 要は、人がいない状態でもう仮置するんだけど、でもそういう場合は不 燃シートで大井よと。 |
| 1:01:41 | で、 |
| 1:01:46 | ちょっと待って。 |
| 1:01:52 | だから、まず作業員による監視がされていない状態では、可燃物は持 ち込みませんよ。 |
| 1:02:00 | ていうことを言っていて、その上でいる、いる、いるけど、ちゃんと不燃シ ートで覆ったりとかっていう処置をするよと、ていうことを言いたい。 |
| 1:02:10 | 理解でいいんですかね。 |
| 1:02:13 | はい、その理解で。 |
| 1:02:22 | ちょっとあれですねさっきちょっと冒頭言ったように何か逆説的な話がた くさん出てくるので若干全体的にちょっと、 |
| 1:02:31 | ここの部分は読み方がわからないなっていうところもあったので、 |
| 1:02:36 | だからやる。 |
| 1:02:38 | この話でいうと、 |
| 1:02:40 | ちょっと記載の順番は少しわかるようにちょっと記載をいただければい いかなと思います。 |
| 1:02:45 | まず作業員による監視をする、感知器ない。 |
| 1:02:49 | 関係ないよと、持ち込まざるをえない場合もある。持ち込む時には人が しっかり干渉するっていうことを絶対やります。 |
| 1:02:56 | 加えて、不燃シートとかですっていうそういうことですね。 |
| 1:03:02 | ヒロキございます。はい。その通りでございます。 |
| 1:03:06 | わかりました。 |
| 1:03:11 | とりあえずちょっとやりたいことはわかりました。 |
| 1:03:16 | あとは、そうですね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:03:20 | それができるのかっていうそういう話なのかなあと思うんですけどちょっとそこはもう少し自分でも確認した上で、必要あればちょっとまた確認とかをさせていただければと思います。 |
| 1:03:33 | やりたいことはわかりました。 |
| 1:03:37 | あとは、さっきその区分の話とちょっと関連するんですけどね。 |
| 1:03:44 | 結局、 |
| 1:03:47 | さっきの大物搬入コーナーの通路の部屋場所あるじゃないですか、あそこかって要は一角がオープンスペースになってるんですよね。 |
| 1:03:56 | そういったところにもこの管理っていうのがちゃんとできるんですっていうそういうことなんですかね。 |
| 1:04:03 | 要は |
| 1:04:04 | この部屋、 |
| 1:04:06 | 立入禁止ですっていうのはすごいわかりやすいじゃないですか。 |
| 1:04:10 | ああいう場所ってどういう管理をするんですかね。 |
| 1:04:16 | 現在ヒロキでございます。 |
| 1:04:20 | 管理といいますと、まず持ち込む、感知器一つつけるんですけども、 |
| 1:04:27 | トラックが入ったあそこをつけるのか、だから後、そこについて聞くっていうよりは別のところですね。 |
| 1:04:34 | そういう意味で言うとうあ、そう意味でいうと先にちょっと確認しておきたいのが、今オカない場所って言ってる、 |
| 1:04:42 | このズラーツとこの 610 ページから 12 ページでずらっと目次ズラーツってあるじゃないですか。 |
| 1:04:48 | この中で、壁とかで区画されてない場所ってあるんですけどつけっていうのだけ先に聞いてもいいですか。 |
| 1:04:56 | はい。できるだけでございます。それ四角四面で囲われていない。 |
| 1:05:01 | 過去に行っていないってことは、 |
| 1:05:05 | どっち説明いただいてもいいんですけど、逆に四角四面アノ壁で囲われていて、要は物理的に区分されているっていう方が少なければ、そっちをピックアップしていただく形でもいいですし、少ない方を挙げてもらえればいいです。 |
| 1:05:21 | 多分オープンスペースの方が少ないのかなっていう感じだったんですけど。 |
| 1:05:29 | はい。元ヒロキでございます。入口部ですね正面が開放状態になっているところが、 |
| 1:05:38 | ございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:06:11 | 申し訳ありません。先ほど出ました通しページでいきますと、 |
| 1:06:18 | 670 ページで日数、西井さんからのご質問受けた 58 番の階段室ですね、この絵でいきますと、 |
| 1:06:29 | 上ですね、上面の開放状態になっています。 |
| 1:06:34 | こういったように、あと写真でお見せしようと思いますと、 |
| 1:06:52 | なあ。 |
| 1:07:09 | 建屋の中ですとちょっといい写真がございませんで |
| 1:07:15 | ニューラドですねチェツし通に行っていたところであれば、 |
| 1:07:23 | 663 ページの 51 番、パイプチェス室となっております。 |
| 1:07:30 | あと、 |
| 1:07:31 | ここが真ん中の通路みたいなところをですね、写真を撮ってございますけども、右側に壁がございます。これが一段高くなっておりまして、 |
| 1:07:42 | 開放状態と、それから右側の方ですね、階段が設けられていると思うんですけども海田、申し訳ありません。右側ですね。 |
| 1:07:53 | 右側のを食うとツーツーになっている。こういったようなエリアになってしまう。 |
| 1:08:08 | こちらがですねすいません。通しナンバーでいきますと、569 ページになってございまして、 |
| 1:08:18 | こちらがですね先ほどの説明、ご説明差し上げた、まず真ん中ですね感知器を設置しない区画というのが真ん中でございます。その下ですね、 |
| 1:08:29 | 団地になっています。 |
| 1:08:31 | それがRW2-14 ということで違う 1 アノ区画ということで設定をしている。そういったような開放状態ですね。 |
| 1:08:42 | ここで行きますと、壁につきましては、真ん中の青い線を除きまして、四方をですね、壁で囲われてはおりますけども、 |
| 1:08:52 | 区画としての壁は管理上、真ん中で切っていると、というような状況でございます。 |
| 1:09:27 | どう、わかりましたまずあれですかねこの補足 5。 |
| 1:09:32 | オカ。 |
| 1:09:33 | あと、補足 5 の別添 2、 |
| 1:09:35 | シリーズの中で、 |
| 1:09:38 | 設置しない区域区画の中で、壁とかで四面が囲われてない開放状態の区画区域っていうのは、今言った二つパイプ室と階段室だっという理解でいいでしたっけ。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:09:51 | 他は壁で囲われている。 |
| 1:09:59 | ヒロキでございます。それで申し上げますと |
| 1:10:04 | アノdoですねキャスクピット等とかですね、使用済み燃料プール、オペ フロ階等のプールですけども、水が張っていると言いながらも、 |
| 1:10:16 | 青店になっている、天井がないというような、 |
| 1:10:22 | そういう天井というよりは壁、壁ですかね四面、はい。市民が壁で囲わ れているかどうか。 |
| 1:10:41 | そうですね後は相当ぐらいしかない。 |
| 1:10:47 | 整理になって、 |
| 1:10:49 | でます。 |
| 1:10:52 | 外ぐらいつて言ってるのは 62 ページとか、62 ポツの屋上とかそういう話 をしております。 |
| 1:11:03 | はい。62、2 ポツですね。はい。674 ペイジーになります。 |
| 1:11:13 | はい。わかりますし、 |
| 1:11:15 | 藤。 |
| 1:11:16 | ちょっとまず 1 個ずつなんですけど、 |
| 1:11:21 | パイプ実室ですかね、これちょっとまだそもそももう図面関係がよくわか ってなくて、 |
| 1:11:28 | このNRWの 2-14 の町、 |
| 1:11:32 | ここ白化して、 |
| 1:11:34 | ロクロク |
| 1:11:36 | ろ過器室あるじゃないですか。 |
| 1:11:39 | こことウニの 13、 |
| 1:11:41 | No学区の境目はどこにあるんでしたっけ。 |
| 1:12:07 | 500、ヒロキでございます。509、69 ページGでございますけども、 |
| 1:12:13 | もう 1 段上がってるところ。 |
| 1:12:18 | 569 ページの 569 ページの、 |
| 1:12:23 | へえ。 |
| 1:12:25 | NRWの 2-14 ですね。 |
| 1:12:33 | ここにろ過機室とありましてここに、 |
| 1:12:39 | その辺の |
| 1:13:18 | 規制庁西内です。てっていうのもう何て言えばいいのかな。ですね。 |
| 1:13:24 | 江藤区画境界がちょっとわからなくて、 |
| 1:13:28 | 569 ページでいけばいいのかな、569 ページちょっと見てもらってです ね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:13:35 | NRW2-12 っていう区画あるじゃないですか。右っ側の方に電磁ろ過器補修室って書いてるじゃないですか。これと、 |
| 1:13:46 | 区画押せ感知器を設置しない区画としている NRW2-13 っていうところがありますよね。その間ってこれ区画境界ないんですけど、 |
| 1:13:56 | ていうのがちょっとまだわからなくてこれはあれですか。 |
| 1:13:59 | ここエレベーションだと表示されない区画境界っていうことなんですか。 |
| 1:14:08 | 権利ヒロキでございます。申し訳ありませんここⅡろうになっておりましてフェンスで越冬し、 |
| 1:14:15 | 将来は切られているんですけども、ここに青い線が、 |
| 1:14:19 | 本来であれば、 |
| 1:14:21 | と書かれる。 |
| 1:14:24 | まずそうですねそもそもまず区画境界とし、フェンスの話は1回置いておいて、とにかくまず区画として離隔も含めて何頭区分してるんだったらここは区切られるってことでいいんですか。 |
| 1:14:36 | わかりましたよ。そういうのがですね多分。そう。もし明日でここうはちょっとまずよくわかんなかったんで他のところも含めてちょっともう1回見ますけど。 |
| 1:14:46 | ちょっとまだそこがよくわかんなかったの等で、そういうところまず区切られてるんですね。で、フェンスで区切られてる。 |
| 1:14:54 | でおっしゃいました。 |
| 1:14:56 | フェンスっておっしゃってるのわあ、普通に上から下まで金網でアノナカド開けるようなそういうイメージなんです。 |
| 1:15:05 | はい。そういった形で区切られているわけですね。はい。 |
| 1:15:09 | わかります起こりました。 |
| 1:15:10 | まだ釘1を区切られているスペースであると。 |
| 1:15:13 | ふうん。 |
| 1:15:17 | わかります。 |
| 1:15:21 | ちょっと図面は適正化しておいてくださいと。 |
| 1:15:26 | そういう意味でいうとあれですねこれ |
| 1:15:28 | できるタイミングでいいんですけど、例えば今のパイプ鉄の話だと663ページの方見てもらおうと、 |
| 1:15:40 | これもだから同じ話ですね。区画境界ちゃんと書いてくれれば多分わかるので、書いといてもらえればと思います。いや、そういう意味で言うと662ページとかもそうなんですよね。 |
| 1:15:50 | これ |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:15:52 | このろ過器供給タンク室も、これ、入口部分で本当は区切られてるってことでいいんですよ。 |
| 1:15:59 | 多分ドアがあるところで、 |
| 1:16:00 | ていうところがですね多分これ全般的に結構あって、区画境界がちょっとわかりづらいところがあるので、 |
| 1:16:10 | これくく切れないと区画として繋がっちゃってるのでちょっと区画の境界っていうところはちょっともう一度、 |
| 1:16:16 | 全体的に再確認をいただければと思います。 |
| 1:16:19 | 現在ヒロキでございました。はい。で、とりあえずパイプ室はそういう意味でいうと、フェンスとかで一応区切られてはいるんですね。さっきオープンスペースっていうふうに言いましたけど、要は離隔距離でここは火災区画としてるわけではなくて、 |
| 1:16:32 | 一応物理的に火災区画としての区分区画をしている。 |
| 1:16:36 | ていうことでいいんです。わかりましたわかりました。 |
| 1:16:40 | わかりました。 |
| 1:16:42 | さっき言った階段室は、階段室 58 ページあと 58%、670 ページか。 |
| 1:16:50 | ここは完全にウイングちゃいてるっていうそういうことですね。はい。わかりました。 |
| 1:16:58 | わかりました。あと屋上の話なんですけど、 |
| 1:17:04 | 674 ページ。 |
| 1:17:21 | ここ、 |
| 1:17:24 | まずう。 |
| 1:17:27 | この送風機とか含めてそうだと思うんですけど発火元は、何かたくさんありそうな気がしてたんですけどそんなことはないですか。 |
| 1:17:37 | 元ヒロキでございます。発火元となりますのはこのチラーユニットって記載でございます。写真でいきますとこの四角い箱ですね。 |
| 1:17:48 | これがユニットになってございましてこの中にモーターが入っております。 |
| 1:17:54 | 金属筐体の中にまた金属筐体が入ってるんですけども、は影というのはそのモーターですね、ファンファンが入っておりますそのモーターが、 |
| 1:18:02 | 燃えるものと、 |
| 1:18:05 | はい。だから発見あるんですよ。 |
| 1:18:08 | はい。あれ、そもそもオカない条件では下限がないところと区分されているところって話をしなかったでしたっけ。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:18:15 | あれは下限はだからあるんですよ。 |
| 1:18:19 | なんでを考えてしてるんでしたっけっていうのがよくはなくて、 |
| 1:18:25 | アノオカない条件として二つ挙げてもらってるんですよ。 |
| 1:18:31 | その上で、運用をどうするかって話なんですよ。 |
| 1:18:45 | はい。これはどういうふう理解すればいいんですしたっけ。いや、今の考え方だけ教えてくれればそれで。 |
| 1:18:50 | 現状です。 |
| 1:18:52 | 広木でございます。現状はですね今チラーユニットが |
| 1:18:58 | 閉、 |
| 1:19:05 | まず先ほど申しあげましたこちら自体が金属筐体に入った金属筐体であり、中にモーターのアノは下限がいるんですけどもそれも金属筐体であり、 |
| 1:19:15 | そういったものが発火することによりまして、外が守衛州への影響です河成営業を、 |
| 1:19:28 | 拡大させないというような、そういう整理をしております。 |
| 1:19:33 | そういったところから、なおかつ |
| 1:19:37 | 例えば火災とモーターが損傷、火災は発展した場合には、中央 2、中央制御室にトラブル警報が出るということで、 |
| 1:19:47 | 消火に行くというそういうような整理をしております、 |
| 1:19:51 | そもそも青天井であり、気づき大田の中で風があるところから、そういったトラブル警報等ですね、そういったもので火災検知、 |
| 1:20:02 | の代替をすると、というのは、設計で、これまでも対応してきているということになってございます。 |
| 1:20:19 | はい。 |
| 1:20:22 | 等、ちょっと待ってくださいね。 |
| 1:20:26 | さっきのちょっとコメント回答の中でもう 1 個ちょっと気になることだったら一緒に聞くんですけどね。 |
| 1:20:31 | 金属筐体に入っていれば、可燃物、発火元としては考えてるんですよ。 |
| 1:20:38 | 少なくとも、 |
| 1:20:41 | 少なくともチラーユニットとかは発火元としては今認識をしているってことでいいんですよ。 |
| 1:20:51 | すいません。 |
| 1:20:54 | 条件が足りて、多分か書き足りてないんじゃないですかねっていうことにしかならないんですけど。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:21:03 | というのがちょっと読んでいってまずわからなかったので、 |
| 1:21:07 | いや、条件が書き足りてないってということなのか、いや、 |
| 1:21:11 | 条件整理した時にちょっとうまくか検討できてなかったな、条件としては引き続き二つですなのか。 |
| 1:21:19 | そこだけでも、しっかり今日説明できます、どっちかから説明できます。 |
| 1:21:27 | 条件を、条件が二つなのかそれとも条件が足りてないのかっていうところは今日説明できますか。 |
| 1:21:38 | 規制庁西内です。 |
| 1:21:40 | すいません条件下鍛えてないとかかそういう話。 |
| 1:21:44 | もあるんですけどちょっとまずもう少し確認したいんですけどね。 |
| 1:21:48 | 結局、 |
| 1:21:51 | 6、674 ページの上から 3 行目dチラーユニットは金属等の不燃性材料で構成されていることから書いてあるじゃないですか。 |
| 1:22:01 | こちらイズミット。 |
| 1:22:03 | がすべて不燃性材料で構成されているってことなんでしたっけ。 |
| 1:22:13 | 現在ヒロキドはいその通り。 |
| 1:22:16 | チラーユニットはそうで、バッテリー室送風機っていうのは、これはそういうわけではないってことでもいいですかね。 |
| 1:22:39 | 送風機につきましても、金属筐体、 |
| 1:22:43 | 終わってます。 |
| 1:22:45 | 質問は追われているかどうかというよりは、そもそも構成されているかどうかですよ。 |
| 1:22:54 | 要は火災発発生防止対策として、別に金属筐体で覆う措置じゃなくて、のは、 |
| 1:23:01 | 例えば安全機能を有する機器だったら、その機器が不燃性材料で構成されているかどうか、発生防止対策として増永厚生棟は違うと思っていて申し訳ありません構成されております。 |
| 1:23:14 | はい。 |
| 1:23:16 | とそういう意味では、ちょっとすみません最初の質問に戻るんですけどね、アノ8 下限と可燃物の違いなんですけど、 |
| 1:23:26 | 可燃物じゃないけど発火元っていうものがあるんでしたっけ。 |
| 1:23:30 | もうとって、 |
| 1:23:34 | 可燃物じゃないんですか。 |
| 1:23:38 | 金正確に言うと、可燃性物質、不燃性以外の材料ですよ。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:23:44 | ここは、フクマや超える部分ってまさに動線とかの超える部分って、あれは別に、 |
| 1:23:51 | 可燃物の定義に該当するという理解なんですけど。 |
| 1:23:56 | 可燃物じゃないのに発火元ってあり得るんですか。 |
| 1:24:01 | ていうのがちょっとまずわかってなくて、 |
| 1:24:06 | そうですね。だからモーターは可燃物含んでるわけですよね。 |
| 1:24:11 | そうですね。 |
| 1:24:15 | マイクだけ。 |
| 1:24:20 | モーターご質問の件でござい。 |
| 1:24:23 | モーター自体は不燃性材料でございませけれども、そのモーターの中に、油が入っていくと、こういうことと、 |
| 1:24:37 | 規制庁西内です。だからそれは、 |
| 1:24:41 | 何て言えばいいのかな。油っていう可燃物はあるよってそういうことを言いたい。 |
| 1:24:48 | モーターじゃないよっていうそういうことを言いたいですか。 |
| 1:24:51 | ちなみになんですけどももうちょっと言うと、あれ超える部分とかの動線部分とかそのモーターに入っていないってそういうことなんですか。 |
| 1:24:57 | 動線部分はもう |
| 1:25:01 | ここへ超える部分って言えばいいですかね。 |
| 1:25:05 | はい。 |
| 1:25:12 | そっか動線か。 |
| 1:25:29 | はい。規制庁西内です。そうすると、やっぱりあれですよね |
| 1:25:34 | モーター不燃性材料、 |
| 1:25:36 | 要は可燃物じゃないよと。 |
| 1:25:38 | ていうところはあるわけですよね。一方で、結局グリースとかの油類は入ってるわけですよね。 |
| 1:25:44 | だから、この区域にはまだ発火元は8ヶ月かかりやすい可燃物もあるわけ。 |
| 1:25:50 | ですよねは影もあるし可燃物もあるってというのがこの屋上の |
| 1:25:54 | 価格の状況だっという理解でいいですかね。 |
| 1:25:58 | はい、広木でございませはいその理解で結構です。 |
| 1:26:02 | わかりました。 |
| 1:26:08 | わかりました。 |
| 1:26:13 | ただ結局、そのチラーユニットは、 |
| 1:26:17 | 不燃性材料で構成されてるから、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:26:21 | だから、火災影響は受けないんですっていうことを言ってるってことですね。 |
| 1:26:27 | はい。 |
| 1:26:29 | うん。 |
| 1:26:31 | だからそういう意味でいうとあれですね最初の 606 ページでしたっけ。 |
| 1:26:38 | 可燃物と発火元の関係性なんですけど、 |
| 1:26:43 | 結局可燃物と発火元は、完全に別物っていうわけじゃなくて、発覚の中には一部可燃物も含まれるし、 |
| 1:26:51 | さっきの話でいうと、可燃物を含まない発火下もあるあるにはあり得るってそういう理解でいいんですかね。 |
| 1:27:00 | 厳密にだからアノ可燃物っていう大きい塩を大きい枠があって、その中にすっぽり発火元という定義が入るものじゃなくて、一部入る部分もあるし、関係しない部分もあるよっていうそういうようなベン図そういうような関係性だっという理解でいいんですかね。 |
| 1:27:42 | もうちょっとだけ先に聞いておくとじゃあさっきの話、さっき室井さんがおっしゃったモーターと蘇武リースの関係でいうと、 |
| 1:27:49 | この 606 ページでモーターって書いてるじゃないですか、このモーターは。 |
| 1:27:53 | 小栗さんを含んだものとして書いているのか書いていないのか。 |
| 1:27:57 | 公立は別として考えてるのか。 |
| 1:28:00 | ていうのがよくわかんなくて、元ヒロキでございます。 |
| 1:28:04 | 一般的に私ども、 |
| 1:28:08 | が見てるモーターとなりますと、中にグリスですよねハマダフクマの方も当然ですよ。そうすると、この発火限定の可燃物を含むは陰にはなっている。 |
| 1:28:20 | はい、という理解になります電源盤も一緒でございます中にケーブルが入っているということです。だからその設備として見ているんで、例えばですけどこのモーターの場合の発火限定、具体的にどこかっていうと、そのグリスのことを掲げていってるんですかねそれを超える部分の話をしてるんですかね。 |
| 1:28:39 | 基本的に接続部に、ケーブル等、その筐体施設部、要するに全部ですね。 |
| 1:28:49 | 特に接続部のまず緩み等で、そこから要は火花が散って燃える。その近くに、内部ですけども栗栖がある。うん。はい。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:29:01 | では下限として頭ナカ通電分を考えているってことです。はい。ちなみにグレースって潤滑には該当しないっていう理解でよかったんですけどっていう理解でいいんでしょうか。はい。 |
| 1:29:12 | だからグリスは 8 下限というか単純な可燃物として考えていては下限と考えているのはその通電分だってそういうことですかね。はい。わかりましたわかりました。 |
| 1:29:21 | はい。考え方わかりました。 |
| 1:29:24 | その観点でいうとさっきの屋上の話でいうとチラーユニットとかまさに排風機とかの部分については、基本的には不燃性材料で構成されてるんだけどグリーンは一部含むよと。 |
| 1:29:35 | ただ可燃性物質はある状態。 |
| 1:29:37 | かつ動線通電部があるので、8 掛けもある状態っていうふうに理解すればいいんですかね。なるほど。 |
| 1:29:45 | わかりました。 |
| 1:29:47 | とりあえずわかりました。 |
| 1:29:49 | ちょっとまた各ちょっと頭整理して何かあれば確認させていただきます。 |
| 1:29:57 | わかりました。 |
| 1:29:59 | ちょっととりあえず私からのオカない場所の話を、現状以上ですかね、ちょっとオカの話の続きでいろいろと聞いちゃいましたけど、 |
| 1:30:07 | 1 回戻します。 |
| 1:30:18 | 遠くセトイトウです。 |
| 1:30:21 | オカない、設置しない区域区画については、 |
| 1:30:30 | 私からは追加は特にないんですけど一応確認ですが屋上、 |
| 1:30:36 | 牧場ってなると、通しの 674 ページの他に 677 ページの緊対所の建屋の屋上もあるんですけど、これは |
| 1:30:47 | 緊対所の九条っていうのは、附属棟の屋上と同じような整理なのか、違うのかということだけ教えてください。 |
| 1:31:23 | 原理ヒロキでございます。 |
| 1:31:26 | 同じようにですねナカノ空調用の屋外キーですね、 |
| 1:31:40 | アノ室外機、エアコンの室外液位ですね、の大きいものが、設置してあります。 |
| 1:32:00 | 杉井がすいませんちょっとどこを、のような悲劇っていうのはちょっと |
| 1:32:08 | 今説明、ご回答ちょっとできないんですけども、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:32:16 | 構成としては、町がいいと、室外機のようなんですけどもそういったようなものが置いてある、それ以外は勤怠の上には屋上には置いてないエリアになっております。 |
| 1:32:31 | 室外機があるのはわかりましたけど要するに例えばここで火災が、 |
| 1:32:38 | 発生した場合に機器の異常警報発報とかそういう話はあるんですか。 |
| 1:32:46 | ホーム、元ヒロキでございます申し訳ありませんそこまでのちょっと警報関連シーケンスに関してはちょっと今ご回答できるデータを持ち上げてません。はい、わかりました。 |
| 1:32:58 | どっちにしろこの緊対所の屋上もう、今のフロー上とか |
| 1:33:06 | 設置しない条件っていうところからすると、当てはまってないような感じがしますので、これも、 |
| 1:33:16 | 整理をしていただければと思います。 |
| 1:33:20 | あともう1点だけ言うと、 |
| 1:33:24 | と、これ確認だけなんですけど、606 ページ |
| 1:33:29 | *にて、既工事計画って書いてあるのはこれはいつの工事計画ですか。 |
| 1:33:48 | 606 ページの表の下に*2 があって、 |
| 1:33:53 | 既工事計画からの見直し案っていうのがあるんですけど、 |
| 1:34:07 | 現在ヒロキでございます。2018 年になります。 |
| 1:34:12 | それは要するに新規製の機能、工認っていう理解でいいですか。 |
| 1:34:18 | そういうわけでもないですか。 |
| 1:34:22 | 原燃のニイツですいませんこちらの火災防護計画はちょっと工事計画時、 |
| 1:34:29 | 許可の方で、 |
| 1:34:30 | 新規製を踏まえたし、許可処分の中で記載をしているものになります。 |
| 1:34:37 | 許可処分のなんだから、あ、すいませんここ工事計画って書いてあるけど工認じゃなくてってことですか。 |
| 1:34:48 | 原燃のニイツです。 |
| 1:34:49 | 当公認の方ではちょっとここまで細かくは記載はして、今、 |
| 1:34:57 | 許可の中の、許可の中の工事計画っていう話ですか。 |
| 1:35:12 | もちろん上げているけど、申し訳ございませんけど、評価の中の工事計画というものは、 |
| 1:35:20 | すいませんあのね比木工事計画って書いてあるのは何を指しているのかだけ教えてほしかっただけなんですけど。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:35:28 | 申し訳ございません適切数ではない書き方になってございます説明がちょっと足りませんでした。今回後ろにつけております表 1 につきましては許可につけている資料からの抜粋。 |
| 1:35:41 | しかしながら今回工認で認可いただいている工認には、ここまではないものの工事計画の、こういった持ち込みヶ月じゃないというようなものを踏まえて工事とか再計画、 |
| 1:35:53 | を作成するというものをつけてございます。ですから、0 ではないんですけども、 |
| 1:35:57 | 本、 |
| 1:36:00 | 記載については、既許可が適正かというように考えます。 |
| 1:36:12 | すいません。比木工事計画は、許可、結局、許可の中で説明した内容だっというそういう結論でいいんですかね。 |
| 1:36:23 | 原理ヒロキでございますはい、その通りでございます。 |
| 1:36:26 | 鳥取です。 |
| 1:36:28 | とりあえずわかりました。はい。 |
| 1:36:32 | それで、ちょっと時間が若干過ぎてしまっているんですけども、続けてもよろしいですか。 |
| 1:36:56 | いいですか。はい、えっと、 |
| 1:36:58 | イソベ。 |
| 1:36:59 | この、 |
| 1:37:00 | っと通しで言うと、 |
| 1:37:07 | 312 とか、308 ページとか、パワポの中の図面ですね、 |
| 1:37:15 | 必要に応じて、 |
| 1:37:19 | 河成感知器の配置及びコストの最適化を図ると書いてあるのは今後、最適化する。 |
| 1:37:27 | 可能性がある。今後最適化しますってそういうことですか。だからこれ最終形じゃないってということですか。 |
| 1:37:48 | 原電の新津です。今後のその詳細設計の中で、田野氏、 |
| 1:37:54 | 間瀬ツジこの配置で設置した場合にちゃんと資格がないことを確認した上でちょっと最近、結果の方、ちょっと今後図っていきたいと。 |
| 1:38:01 | 考えており、 |
| 1:38:04 | すいませんそれわあ、いつ、これは |
| 1:38:08 | 審査の中で示してもらえらるって理解でいいんでしょうか。 |
| 1:38:17 | それぞれはいつごろ最適化の結果は決まるんですか。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:39:42 | はい。元ヒロキでございます。井藤さんからご質問を受けました。確認です。ね、一つ、付けるエリアにつきましては、こと含めて速やかに提出資料をですね、ご提示させていただきたいと考えております。 |
| 1:39:58 | はい、セトイトウですわかりました。 |
| 1:40:01 | すいません。 |
| 1:40:05 | もう1校、 |
| 1:40:07 | 聞きたいところがあって、条文整理の関係で、 |
| 1:40:15 | 紙資料3だと、7ページですけれども、 |
| 1:40:21 | 山城さんじゃないほうがいいですかね。 |
| 1:40:25 | 資料2の通しだと。 |
| 1:40:29 | 4ページ目ですか。 |
| 1:40:33 | 第十四条。 |
| 1:40:34 | 安全設備が、 |
| 1:40:38 | 三角条文になってますと。 |
| 1:40:41 | すいませんちょっとこれまず確認。 |
| 1:40:43 | なんです、十四条が三角適用条文になっている理由を説明してもらえますか。 |
| 1:41:02 | 油井。 |
| 1:41:16 | 規制庁西内です。ちょっと14条の関係は |
| 1:41:20 | 今回のメインのところとはちょっとまた経路1個違う話なのでちょっと今後また |
| 1:41:24 | 確認は引き続き主としていただければと思いますと。 |
| 1:41:28 | で、ちょっと1個だけすみませんちょっと私からさ、1個だけ。 |
| 1:41:32 | 屋外の紙資料3の、 |
| 1:41:37 | えっとですね。 |
| 1:41:38 | 資料3の、 |
| 1:41:40 | 海水ポンプ室の、 |
| 1:41:44 | 海水ポンプ室の、 |
| 1:41:50 | 藤さん12ページ。 |
| 1:41:53 | えっと、 |
| 1:41:55 | 結局その監視範囲をどう決めてるかっていうとは、 |
| 1:42:00 | となる設備を全体的に監視できるように菅社員を決めてるって理解でいいんですか。 |
| 1:42:06 | 原燃のニイツですそうですね発火元となるものを監視範囲として決めて、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:42:11 | 規制庁西内です。もう1個だけ |
| 1:42:14 | いわゆる、 |
| 1:42:15 | 設計基準対象施設とか、重大事故等対象施設とかの、いわゆる火災防護対象機器、 |
| 1:42:21 | お姫様、それは監視しないんですか。 |
| 1:42:25 | 要は発火原因を監視するっていう意味合いと、お姫様を監視するっていう意味合いって、結果的に一緒っていうことあると思うんですよ。ただ、意味が違いますよね。そういう意味で、監視範囲として何を監視してるのかっていうのがちょっとわからなかった。 |
| 1:42:41 | 要は例えばですよ、8ヶ月じゃないお姫様がいたとしてそれは見ないってそういうことですか。 |
| 1:42:46 | ていうのがわからないんですね考え方をちょっと示して欲しいんですけど、ちょっとそこは今説明できます。 |
| 1:42:52 | 米田広木でございます。当該エリアにつきましては、当該エリアについては多分結果的に一緒だからって言ってわかるんですよ。じゃなくて考え方をちょっと確認をさせて欲しい。 |
| 1:43:09 | そう。 |
| 1:43:11 | 何でどっちかっていうと今私確認したいのは、基本設計方針上、屋外の監視範囲っていうワードがあって、その監視範囲はどういう考え方で決めるんですかっていうことを確認したいんですよ。この会本室において何を監視してるかっていう確認ではなくて、 |
| 1:43:26 | そういう意味で、さっき私が言ったのは、発火限を監視範囲にするって意味合いだと、発火元じゃないSA施設とか守りませんよ、監視範囲に含めませんよっていう考え方になるんですけど。 |
| 1:43:38 | 多分違うんじゃないかなっていうふうに私は思ってたんですけど。 |
| 1:43:42 | 多分今何か頷いてる方も何人かいらっしやる多分そうだと思うんですけど、考え方を確認したい。 |
| 1:43:58 | ちょっとあれですかね、 |
| 1:44:01 | 必要があればちょっと今後しっかり説明回答いただければと思います。 |
| 1:44:06 | はい。今日ちょっと時間も多分後詰まってそうなので、ソフト難しければそれで結構です。 |
| 1:44:11 | とりあえずこの今この32ページに書いているのは、海水ポンプ室においては、こういった監視範囲にしますっていうそういう説明で書いてるってそういう説明資料だと、そういうことですね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:44:22 | とりあえずファクターを、この資料の位置付けはわかりました。現状それ取れず結構です。ありがとうございます。 |
| 1:44:29 | あとすいませんちょっと、 |
| 1:44:34 | 火災対策室の齋藤です。審査会合でお話をいただくときに、前の前回の審査会合のときに、原則は付けるって話なんで、例外としてつけなくて話がある。 |
| 1:44:47 | ていうことについてきちっと説明してくださいねってお願いをしたと思うんですでそのつけなくても、 |
| 1:44:54 | つけられないとか、つけなくても何とかできますとか、いや要は付ける代わりにこういう対策しますとか、 |
| 1:45:01 | いうところについては、きちっと技術的に整理して、当日説明できるようにしてください。以上です。 |
| 1:45:12 | 元ヒロキでは承知しました。 |
| 1:45:16 | 規制庁西内です。今日の時点でここだけは確認しておきたいとかって何かあり、大丈夫そうですか。 |
| 1:45:24 | はい。 |
| 1:45:26 | はい。 |
| 1:45:28 | さっきちょっと更新するって言った場所だけ、ちょっと更新したものをまた資料提出をいただければと思います。具体的には今黄色枠になって、今後更新予定で書いている部分。 |
| 1:45:39 | あとわあ、さっきちょっと最初に言った606ページですかね。ヶ年。 |
| 1:45:46 | 可燃物管理のその具体的なやり方の表現ぶりがちょっとヤノ書いてることと、やることがちょっと違うように見えたので、そこはしっかり修正を表現ぶりを修正をしておいていただく。 |
| 1:45:56 | またイトウの方から多分最初日本語的なところとかもいろいろもらってると思うので今日介護ヒアリングの中でここを修正しますっていうことが明確になった部分については修正をして、 |
| 1:46:06 | 資料提出をまたいただければと思います。 |
| 1:46:10 | ちょっと最後駆け足になりましたけど、日本原燃側から全体として確認しておきたい点、とりあえず大丈夫そうですかね。 |
| 1:46:21 | 懸念のニイツです特にごさい |
| 1:46:23 | はい。規制庁側から全体通して確認しておきたい点よろしいですかね。 |
| 1:46:28 | はい。 |
| 1:46:28 | これ今日のヒアリングを終了にしたいと思いますありがとうございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。